

昭和 31 年 3 月 2 日
陸上自衛隊達第 24—1 号

改正	昭和 32 年 4 月 5 日達第 20—14—1 号	昭和 33 年 5 月 12 日達第 20—14—2 号
	昭和 33 年 7 月 1 日達第 20—14—3 号	昭和 34 年 10 月 2 日達第 20—14—4 号
	昭和 35 年 1 月 13 日達第 20—14—5 号	昭和 35 年 8 月 31 日達第 122—28 号
	昭和 36 年 9 月 30 日達第 122—35 号	昭和 38 年 8 月 14 日達第 122—46 号
	昭和 39 年 8 月 3 日達第 20—14—6 号	昭和 40 年 7 月 28 日達第 122—56 号
	昭和 41 年 3 月 12 日達第 122—57 号	昭和 42 年 3 月 7 日達第 24—1—1 号
	昭和 43 年 2 月 23 日達第 122—59 号	昭和 43 年 7 月 6 日達第 122—61 号
	昭和 44 年 2 月 20 日達第 122—63 号	昭和 44 年 7 月 28 日達第 122—65 号
	昭和 45 年 7 月 7 日達第 122—73 号	昭和 46 年 2 月 17 日達第 122—77 号
	昭和 46 年 7 月 22 日達第 122—81 号	昭和 47 年 3 月 22 日達第 122—87 号
	昭和 47 年 7 月 1 日達第 122—88 号	昭和 47 年 9 月 30 日達第 122—89 号
	昭和 48 年 10 月 16 日達第 122—93 号	昭和 49 年 1 月 12 日達第 122—94 号
	昭和 49 年 7 月 25 日達第 122—98 号	昭和 49 年 9 月 26 日達第 122—99 号
	昭和 50 年 2 月 12 日達第 122—100 号	昭和 50 年 7 月 26 日達第 122—102 号
	昭和 51 年 3 月 5 日達第 122—104 号	昭和 51 年 8 月 20 日達第 122—105 号
	昭和 52 年 2 月 21 日達第 122—106 号	昭和 53 年 1 月 13 日達第 122—108 号
	昭和 55 年 3 月 17 日達第 122—113 号	昭和 56 年 2 月 23 日達第 122—116 号
	昭和 56 年 8 月 18 日達第 122—118 号	昭和 57 年 4 月 30 日達第 122—119 号
	昭和 58 年 3 月 8 日達第 122—121 号	昭和 61 年 3 月 19 日達第 24—1—2 号
	昭和 61 年 12 月 18 日達第 24—1—3 号	昭和 63 年 3 月 24 日達第 24—1—4 号
	昭和 63 年 4 月 8 日達第 122—126 号	平成元年 4 月 17 日達第 24—1—5 号
	平成 3 年 12 月 10 日達第 24—1—6 号	平成 4 年 4 月 13 日達第 24—1—7 号
	平成 5 年 3 月 25 日達第 24—1—8 号	平成 6 年 3 月 17 日達第 24—1—9 号
	平成 7 年 3 月 20 日達第 24—1—10 号	平成 8 年 3 月 22 日達第 24—1—11 号
	平成 9 年 3 月 27 日達第 24—1—12 号	平成 10 年 3 月 20 日達第 122—135 号
	平成 11 年 3 月 25 日達第 122—150 号	平成 11 年 11 月 29 日達第 122—153 号
	平成 12 年 3 月 27 日達第 122—157 号	平成 13 年 3 月 27 日達第 122—168 号
	平成 14 年 3 月 27 日達第 122—176 号	平成 15 年 3 月 25 日達第 122—181 号
	平成 16 年 3 月 29 日達第 122—190 号	平成 17 年 3 月 24 日達第 122—194 号
	平成 18 年 3 月 27 日達第 122—205 号	平成 19 年 1 月 9 日達第 122—215 号
	平成 19 年 3 月 27 日達第 122—218 号	平成 20 年 3 月 25 日達第 122—224 号

平成 21 年 2 月 3 日達第 122-230 号

平成 21 年 7 月 31 日達第 122-235 号

平成 22 年 3 月 23 日達第 122-241 号

平成 22 年 6 月 30 日達第 122-245 号

平成 23 年 4 月 19 日達第 122-250 号

平成 25 年 3 月 25 日達第 122-258 号

平成 30 年 3 月 27 日達第 122-292 号

平成 30 年 7 月 13 日達第 24-1-13 号

陸上自衛官の部隊章に関する訓令（昭和 30 年隊訓第 25 号）第 7 条の規定に基き、陸上自衛官の部隊章に関する達（昭和 30 年陸上自衛隊達第 20—14 号）の全部を次のように改正する。

陸上幕僚長 陸将 筒井 竹雄

陸上自衛官及び陸上自衛隊の自衛官候補生の部隊章に関する達

（目的）

第 1 条 この達は、陸上自衛官及び陸上自衛隊の自衛官候補生の部隊章に関する訓令（以下「訓令」という。）の実施に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

（師団等標識の制式）

第 2 条 訓令第 3 条に基づく師団等標識は、付図第 1 から付図第 27 のとおりとする。

（隊種標識の色別部隊等）

第 3 条 訓令別表第 2 に規定する部隊等とは、別表左欄の区分に応じ別表右欄に掲げる部隊等をいう。

附 則

この達は、昭和 31 年 3 月 2 日から施行し、昭和 30 年 1 月 26 日から適用する。

附 則（昭和 32 年 4 月 5 日陸上自衛隊達第 20—14—1 号）

この達は、昭和 32 年 4 月 5 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。ただし、別表の改正に伴い現に着用している部隊章を変更しなければならない部隊の自衛官は、昭和 33 年 4 月 1 日までの間において当該部隊長が定める時期に変更するものとする。

附 則（昭和 33 年 5 月 12 日陸上自衛隊達第 20—14—2 号）

1 この達は、昭和 33 年 10 月 1 日から施行する。

2 付図第 1、第 3、第 4、第 6、第 9 及び第 13 の従来の規定による部隊章は、この達の改正にかかわらず、なお、当分の間、これを用いることができる。

附 則（昭和 33 年 7 月 1 日陸上自衛隊達第 20—14—3 号）

この達は、昭和 33 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 34 年 10 月 2 日陸上自衛隊達第 20—14—4 号）

この達は、昭和 35 年 1 月 14 日から施行する。

附 則（昭和 35 年 1 月 13 日陸上自衛隊達第 20—14—5 号）

1 この達は、昭和 35 年 1 月 14 日から施行する。

2 この達施行の日において、通信群に属する部隊に係る隊種標識の色別については、改正後の別表にかかわらず当該部隊の改編までの間従前の例によるものとする。

附 則（昭和 35 年 8 月 31 日陸上自衛隊達第 122—28 号抄）

1 この達は、昭和 35 年 8 月 31 日から施行し、昭和 35 年 8 月 12 日から適用する。

附 則（昭和 36 年 9 月 30 日陸上自衛隊達第 122—35 号）

1 この達は、昭和 37 年 1 月 18 日から施行する。

2 この達の施行の日から自衛隊法の一部を改正する法律（昭和 36 年法律第 126 号）附則第 1 項の指定日までの間は同法附則第 2 項前段の規定によりなお存続する管区隊又は混成団については、この達による改正前の陸上自衛隊達の規定はなおその効力を有する。

附 則（昭和 38 年 8 月 14 日陸上自衛隊達第 122—46 号）

この達は、昭和 38 年 8 月 15 日から施行する。

附 則（昭和 39 年 8 月 3 日陸上自衛隊達第 20—14—6 号）

この達は、昭和 39 年 8 月 10 日から施行する。

附 則（昭和 40 年 7 月 28 日陸上自衛隊達第 122—56 号）

この達は、昭和 40 年 8 月 3 日から施行する。

附 則（昭和 41 年 3 月 12 日陸上自衛隊達第 122—57 号）

この達は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。ただし、阪神地区病院にかかる規定は昭和 41 年 2 月 21 日から適用する。

附 則（昭和 42 年 3 月 7 日陸上自衛隊達第 24—1—1 号）

この達は、昭和 42 年 3 月 15 日から施行する。

附 則（昭和 43 年 2 月 23 日陸上自衛隊達第 122—59 号）

この達は、昭和 43 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 43 年 7 月 6 日陸上自衛隊達第 122—61 号）

この達は、昭和 43 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 4 条及び第 7 条中婦人自衛官教育隊（長）に係る部分は、同年 12 月 20 日から施行する。

附 則（昭和 44 年 2 月 20 日陸上自衛隊達第 122—63 号）

この達は、昭和 44 年 3 月 1 日から施行する。（ただし書略）

附 則（昭和 44 年 7 月 28 日陸上自衛隊達第 122—65 号）

この達は、昭和44年8月1日から施行する。

附 則（昭和45年7月7日陸上自衛隊達第122—73号）

この達は、昭和45年8月5日から施行する。

附 則（昭和46年2月17日陸上自衛隊達第122—77号）

1 この達は、昭和46年4月2日から施行する。ただし、（中略）第3条の規定は昭和46年3月25日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和46年7月22日陸上自衛隊達第122—81号）

1 この達は、昭和46年7月24日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和47年3月22日陸上自衛隊達第122—87号）

この達は、昭和47年3月24日から施行する。

附 則（昭和47年7月1日陸上自衛隊達第122—88号抄）

この達は、昭和47年7月1日から施行する。（ただし書略）

附 則（昭和47年9月30日陸上自衛隊達第122—89号）

この達は、昭和47年10月3日から施行する。（ただし書略）

附 則（昭和48年10月16日陸上自衛隊達第122—93号）

この達は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則（昭和49年1月12日陸上自衛隊達第122—94号）

この達中、第1条、第6条及び第7条の規定は昭和49年1月21日から、その他の規定は同年5月26日から施行する。

附 則（昭和49年7月25日陸上自衛隊達第122—98号）

この達は、昭和49年8月1日から施行する。

附 則（昭和49年9月29日陸上自衛隊達第122—99号）

この達は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則（昭和50年2月12日陸上自衛隊達第122—100号）

この達は、昭和50年3月26日から施行する。（ただし書略）

附 則（昭和50年7月26日陸上自衛隊達第122—102号）

この達は、昭和50年8月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月5日陸上自衛隊達第122—104号）

この達は、昭和51年3月25日から施行する。（ただし書略）

附 則（昭和51年8月20日陸上自衛隊達第122—105号）

この達は、昭和51年8月20日から施行する。

附 則（昭和52年2月21日陸上自衛隊達第122—106号）

この達は、昭和 52 年 3 月 25 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 1 月 13 日陸上自衛隊達第 122—108 号）

この達は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 3 月 17 日陸上自衛隊達第 122—113 号）

この達は、昭和 55 年 3 月 25 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 2 月 23 日陸上自衛隊達第 122—116 号）

この達は、昭和 56 年 3 月 25 日から施行し、改正後の秘密保全に関する達第 30 条第 1 項の規定は、同月 1 日から適用する。

附 則（昭和 56 年 8 月 18 日陸上自衛隊達第 122—118 号）

この達は、昭和 56 年 9 月 21 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 4 月 30 日陸上自衛隊達第 122—119 号）

- 1 この達は、昭和 57 年 4 月 30 日から施行する。
- 2 この達は施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 58 年 3 月 8 日陸上自衛隊達第 122—121 号）

この達は、昭和 58 年 3 月 24 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 3 月 19 日陸上自衛隊達第 24—1—2 号）

この達は、昭和 61 年 3 月 25 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 12 月 18 日陸上自衛隊達第 24—1—3 号）

この達は、昭和 61 年 12 月 19 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 24 日陸上自衛隊達第 24—1—4 号）

この達は、昭和 63 年 3 月 25 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 4 月 8 日陸上自衛隊達第 122—126 号）

この達は、昭和 63 年 4 月 8 日から施行する。

附 則（平成元年 4 月 17 日陸上自衛隊達第 24—1—5 号）

この達は、平成元年 4 月 17 日から施行する。

附 則（平成 3 年 12 月 10 日陸上自衛隊達第 24—1—6 号）

この達は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 4 月 13 日陸上自衛隊達第 24—1—7 号）

この達は、平成 4 年 4 月 13 日から施行する。ただし、別表特科又はこれと同種の部隊等の項の改正規定は、平成 4 年 3 月 27 日から、その他の項の改正規定は、同年 3 月 28 日から適用する。

附 則（平成 5 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 24—1—8 号）

この達は、平成 5 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 17 日陸上自衛隊達第 24—1—9 号）

この達は、平成 6 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 20 日陸上自衛隊達第 24—1—10 号）

この達は、平成 7 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 22 日陸上自衛隊達第 24—1—11 号）

この達は、平成 8 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 24—1—12 号）

この達は、平成 9 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 20 日陸上自衛隊達第 122—135 号）

この達は、平成 10 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122—150 号）

この達は、平成 11 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（平成 11 年 11 月 29 日陸上自衛隊達第 122—153 号）

この達は、平成 11 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—157 号）

1 この達は、平成 12 年 3 月 28 日から施行する。

2 この達の施行の日から檜町駐屯地廃止までの間、第 4 条の改正規定中「中央業務支援隊」とあるのは「中央業務支援隊及び檜町警備隊本部」に、第 5 条及び第 7 条の改正規定中「市ヶ谷駐屯地」とあるのは「市ヶ谷駐屯地及び檜町駐屯地」に、第 6 条の改正規定中「中央業務支援隊」とあるのは「中央業務支援隊及び檜町警備隊」に、第 8 条の改正規定中「中央業務支援隊」とあるのは「中央業務支援隊及び檜町警備隊本部」に、「中央業務支援隊長」とあるのは「中央業務支援隊長及び檜町警備隊長」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（平成 13 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—168 号）

この達は、平成 13 年 3 月 27 日から施行する。（ただし書略）

附 則（平成 14 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—176 号）

1 この達は、平成 14 年 3 月 27 日から施行する。（ただし書略）

2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 15 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122—181 号）

この達は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、中央調査隊の情報保全隊への改編等部隊の新・改編に伴う改正規定は、同年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 29 日陸上自衛隊達第 122—190 号）

1 この達は、平成 16 年 3 月 29 日から施行する。

2 この達の施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間、内容

を修正して使用することができる。

附 則（平成 17 年 3 月 24 日陸上自衛隊達第 122—194 号）

この達は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—205 号抄）

1 この達は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 9 日陸上自衛隊達第 122—215 号）

この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—218 号）

1 この達は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。

2 この達の施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 20 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122—224 号）

この達は、平成 20 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122—230 号）

この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 31 日陸上自衛隊達第 122—235 号）

この達は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 23 日陸上自衛隊達第 122—241 号）

この達は、平成 22 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 30 日陸上自衛隊達第 122—245 号）

この達は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 19 日陸上自衛隊達第 122—250 号）

この達は、平成 23 年 4 月 22 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122—258 号）

この達は、平成 25 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—292 号）

この達は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 13 日陸上自衛隊達第 24—1—13 号）

1 この達は、平成 30 年 7 月 13 日から施行する。

2 この達の施行の際、現に陸上自衛官及び陸上自衛隊の自衛官候補生が使用し、又はこれに貸与するために保管されている改正前の付図第 9 の制式は、平成 30 年 10 月 13 日までの間、これを用いることができる。

別表

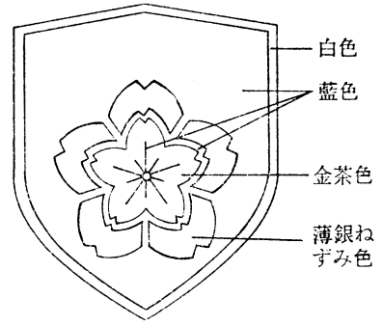
訓令別表に掲げる隊種 標識色別部 隊区分	隊種標識の色別部隊等	
	部 隊	機 関
普通科又はこれと同種の部隊等	普通科連隊、空挺団普通科大隊、水陸機動団水陸機動連隊、対戦車隊、対戦車中隊、普通科教導連隊、対馬警備隊、対舟艇対戦車隊、対舟艇対戦車中隊	
特科又はこれと同種の部隊等	特科団本部及び本部中隊、方面特科隊本部及び本部中隊、高射特科団本部及び本部付隊、特科群本部及び本部中隊、高射特科群本部及び本部管理中隊、特科連隊、高射特科連隊、地对艦ミサイル連隊、師団特科隊、旅団特科隊、特科大隊、高射特科大隊、空挺団特科大隊、水陸機動団特科大隊、高射特科隊、高射中隊、射撃中隊（ホーク）、観測中隊、無線誘導機隊、特科教導隊、高射教導隊	陸上自衛隊 高射学校
機甲科又はこれと同種の部隊等	戦車群本部及び本部管理中隊、戦車連隊、戦車隊、水陸機動団戦闘上陸大隊、戦車大隊、戦車中隊、偵察隊、戦車教導隊、偵察教導隊	
情報科又はこれと同種の部隊等	自衛隊情報保全隊及び中央情報保全隊、地方情報保全隊、中央情報隊、方面情報隊、方面情報処理隊、沿岸監視隊	陸上自衛隊 情報学校
施設科又はこれと同種の部隊等	施設団本部及び本部付隊、方面施設隊及び本部付隊、施設群本部及び本部管理中隊、施設隊本部及び本部管理中隊、施設大隊、施設教導隊、架橋中隊、施設器材中隊、ダンプ車両中隊、施設中隊、坑道中隊、水際障害中隊、施設器材隊、施設隊、空挺団施設中隊、水陸機動団施設中隊、教育支援施設隊	陸上自衛隊 施設学校
武器科又はこれと同種の部隊等	武器野整備中隊、後方支援連隊武器大隊、後方支援隊武器中隊、武器教導隊、高射直接支援隊、不発弾処理隊	陸上自衛隊 武器学校

衛生科又はこれと同種の部隊等	対特殊武器衛生隊、方面衛生隊、後方支援連隊衛生隊、水陸機動団後方支援大隊衛生隊、後方支援隊衛生隊、衛生教導隊	自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊各地区病院、陸上自衛隊衛生学校
航空科又はこれと同種の部隊等	方面航空隊本部及び本部付隊、方面ヘリコプター隊、対戦車ヘリコプター隊、師団飛行隊、旅団飛行隊、方面管制気象隊、航空野整備隊、ヘリコプター団本部及び本部管理中隊、ヘリコプター隊、ヘリコプター野整備隊、中央管制気象隊、教育支援飛行隊、特別輸送飛行ヘリコプター隊	陸上自衛隊航空学校
通信科又はこれと同種の部隊等	システム通信団本部及び本部付隊、中央野外通信群本部及び本部付隊、方面通信群本部及び本部付隊、基地通信大隊本部及び本部付隊、基地システム通信大隊及び本部付隊、搬送通信大隊、通信運用大隊、指揮所通信大隊、指揮所通信中隊、中枢交換通信隊、通信大隊、旅団通信隊、旅団通信中隊、空挺団通信中隊、水陸機動団通信中隊、中央基地システム通信隊、搬送通信中隊、基地通信中隊、基地システム通信中隊、通信支援中隊、映像写真中隊、通信教導隊、通信保全監査隊、電子隊、高射搬送通信中隊、システム防護隊	陸上自衛隊通信学校
需品科又はこれと同種の部隊等	後方支援連隊補給隊、後方支援隊補給隊、需品教導隊	陸上自衛隊需品学校
化学科又はこれと同種の部隊等	中央特殊武器防護隊、特殊武器防護隊、化学防護隊、化学教導隊	陸上自衛隊化学学校

輸送科又はこれと同種の部隊等	方面輸送隊本部及び本部付隊輸送中隊、方面後方支援隊輸送隊、後方支援連隊輸送隊、後方支援隊輸送隊、中央輸送隊	陸上自衛隊輸送学校
普通科、特科、機甲科、情報科、施設科、武器科、衛生科、航空科、通信科、需品科、輸送科又はこれと同種の部隊等以外の部隊等	陸上総隊司令部及び同付隊、方面総監部及び同付隊、師団司令部及び同付隊、旅団司令部及び同付隊、富士教導団本部及び本部付隊、方面混成団本部及び同付隊、中央業務支援隊、中央即応連隊、即応機動連隊、国際活動教育隊、特殊作戦群、警務隊、会計監査隊、中央会計隊、中央音楽隊、方面会計隊、方面音楽隊、音楽隊、教育大隊本部、機甲教育隊、陸曹教育隊、陸上自衛隊幹部候補生学校教導隊、共通教育中隊、女性自衛官教育隊、冬季戦技教育隊、開発実験団、駐屯地業務隊、後方支援連隊本部及び本部付隊、空挺団本部及び本部中隊、空挺団管理中隊、陸上自衛隊空挺教育隊、水陸機動団本部及び同付隊、水陸機動団偵察中隊、水陸機動教育隊、システム開発隊、第7後方支援連隊（衛生隊及び輸送隊を除く。）、第12後方支援隊（衛生隊及び輸送隊を除く。）、方面後方支援隊（輸送隊を除く。）、部隊訓練評価隊、指揮所訓練支援隊、第1後方支援連隊（衛生隊及び輸送隊を除く。）、空挺団後方支援隊、水陸機動団後方支援大隊（衛生隊を除く。）、第4後方支援連隊（衛生隊及び輸送隊を除く。）、第10後方支援連隊（衛生隊及び輸送隊を除く。）、第13後方支援隊（衛生隊及び輸送隊を除く。）、第5後方支援隊（衛生隊及び輸送隊を除く。）、第8後方支援連隊（衛生隊及び輸送隊を除く。）、第15後方支援隊（衛生隊を除く。）	陸上自衛隊教育訓練研究本部 陸上自衛隊幹部候補生学校 陸上自衛隊富士学校 陸上自衛隊小平学校 陸上自衛隊高等工科学学校 自衛隊体育学校 陸上自衛隊補給統制本部陸上自衛隊各補給処 自衛隊各地方協力本部

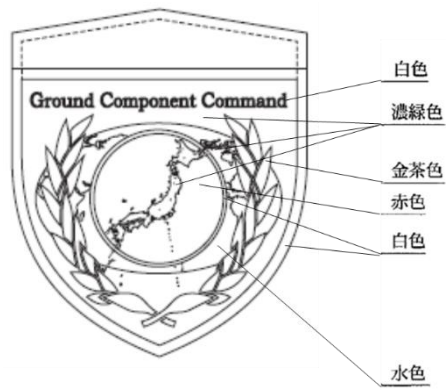
付図第 1

陸上幕僚監部

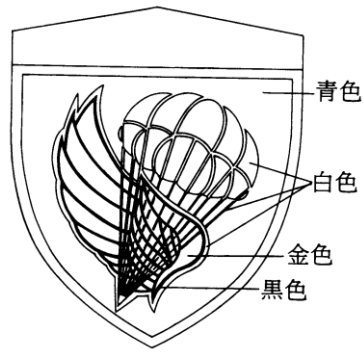


付図第 2

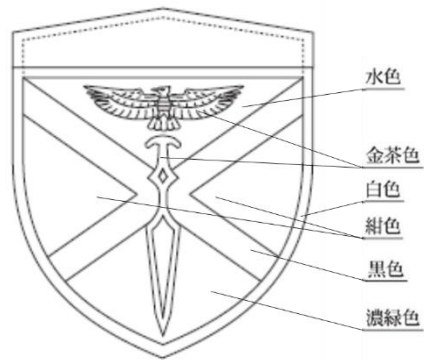
陸上総隊



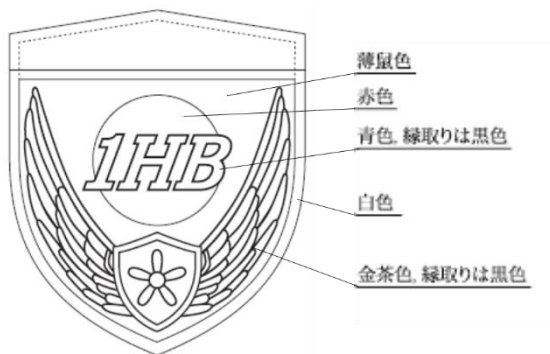
空挺団



水陸機動団



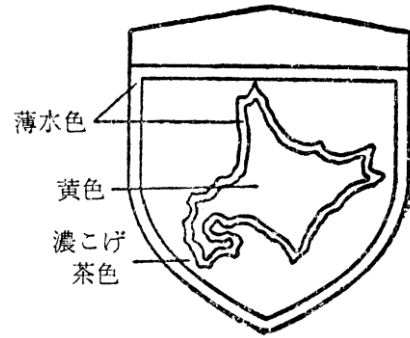
ヘリコプター団



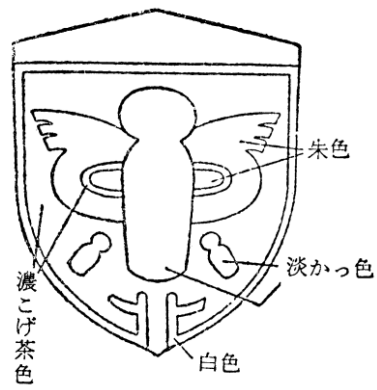
システム通信団



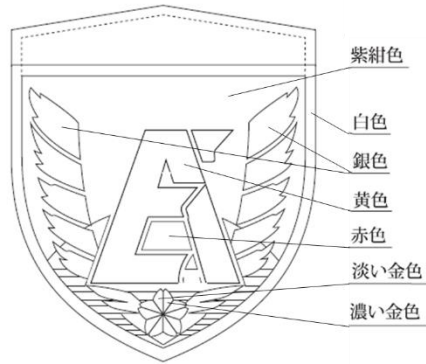
北部方面隊



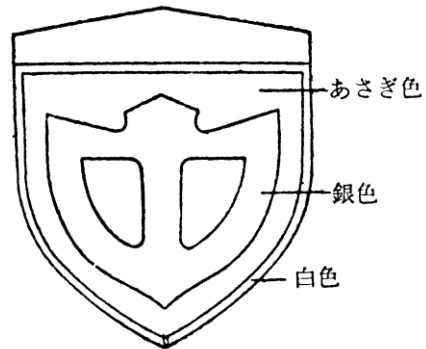
東北方面隊



東部方面隊

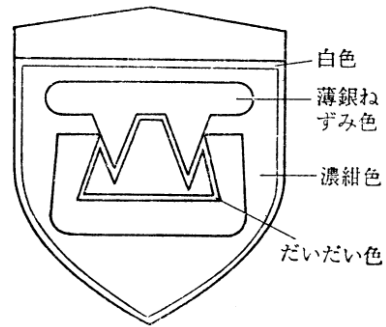


中部方面隊



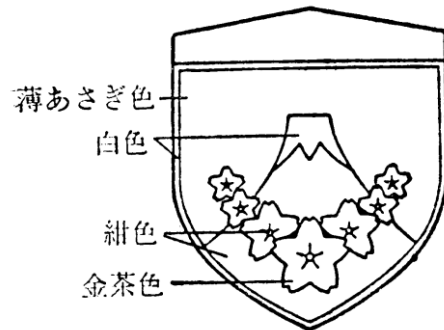
付図第 1 1

西部方面隊

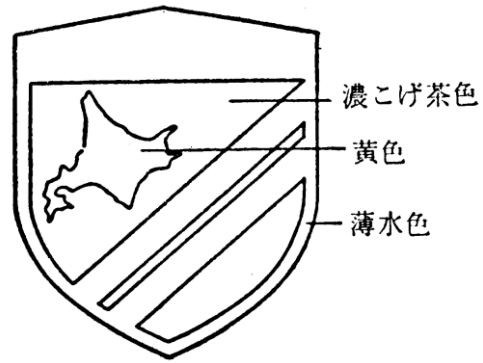


付図第 1 2

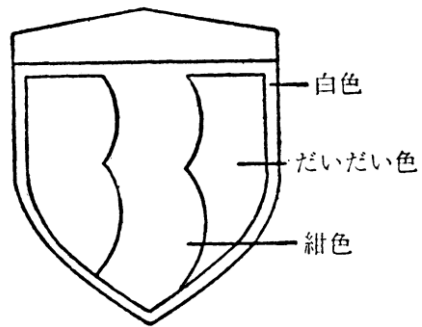
第 1 師団



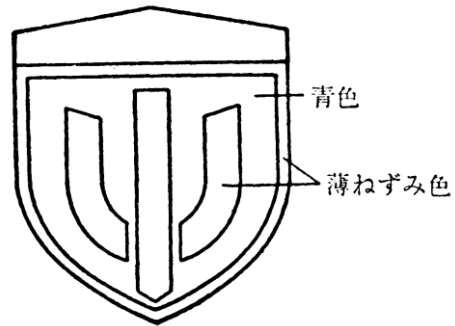
第2師団



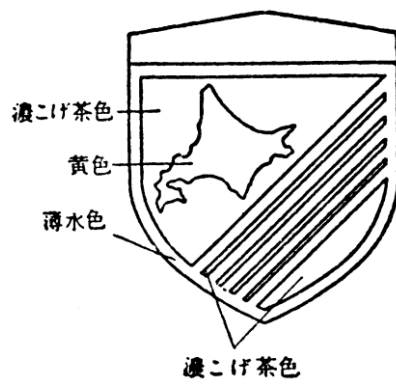
第3師団



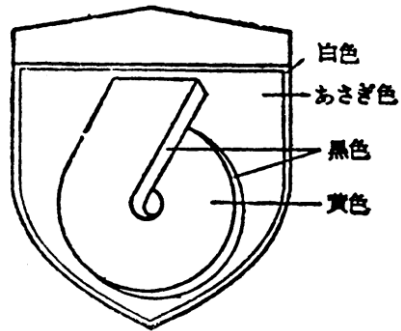
第 4 師団



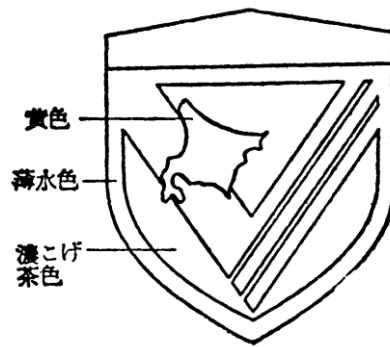
第 5 旅団



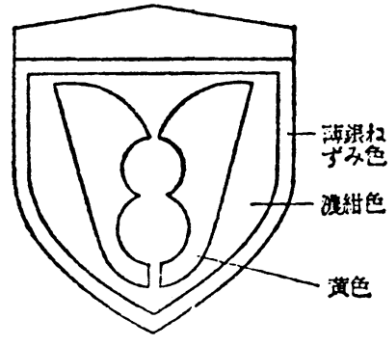
第6師団



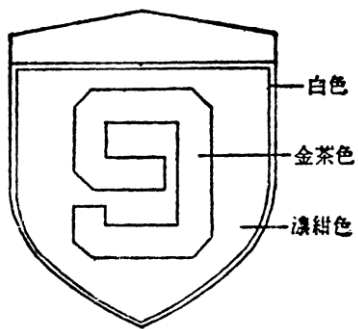
第7師団



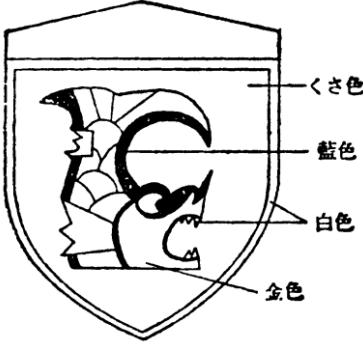
第 8 師団



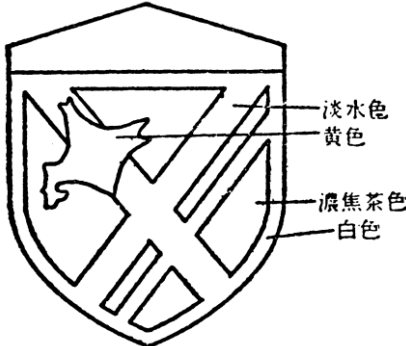
第 9 師団



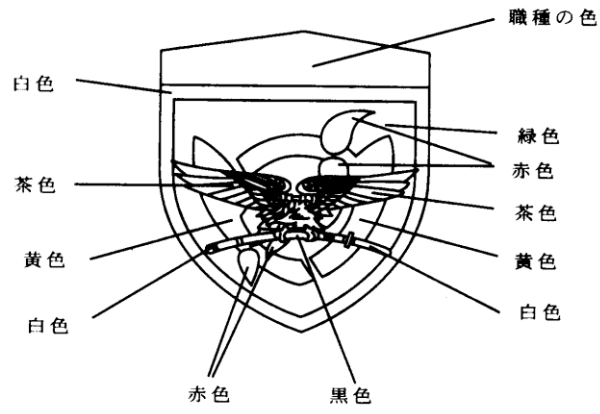
第 1 0 師団



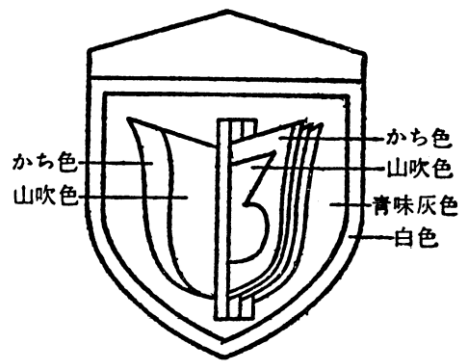
第 1 1 旅団



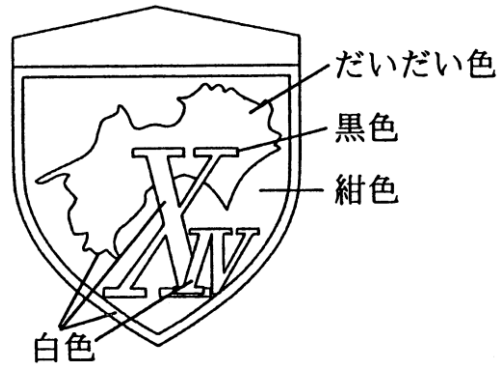
第 1 2 旅団



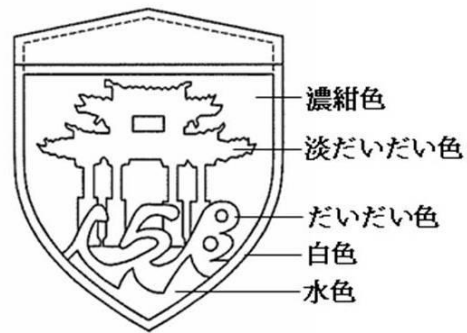
第 1 3 旅団



第 1 4 旅団



第 1 5 旅団



防衛大臣直轄部隊

